

【注意が必要な手続】

Q 1 4 遺産分割協議をするにあたり、利益相反になるので裁判所で手続が必要と言われました。どういうことですか。

1 利益相反とは

利益相反とは、二者関係において一方が得をすれば他方が損をするような関係をいいます。例えば、後見人と本人が共に相続人である場合、遺産分割協議において、後見人は、自分の立場と本人の代理人という立場の2つの立場に同時に立つことになり、悪意のある後見人ならば、本人に遺産を一切取得させず、自分が二人分もらうことができてしまいます。

これでは本人の権利が守られないことから、遺産分割協議の時には、後見人でない人が本人に代わって手続をします。この人を特別代理人といいます（保佐の場合は「臨時保佐人」、補助の場合は「臨時補助人」といいます）。

2 特別代理人

本人と後見人との間で利益が相反する場合は、特別代理人選任の申立てが必要になります。特別代理人の候補者は、目的となっている行為について利害関係がない方に限られます。後見人の近親者は認められないことがあります。

特別代理人選任を申し立てる場合は、候補者に対し、利益相反の内容について事前に説明し、特別代理人に選任されることについて了解を得ておいてください。もし、適当な候補者が見当たらない場合は、裁判所において弁護士、司法書士等の専門職を選任します。この場合、本人の財産から専門職に対する報酬をお支払いいただく必要があります。

特別代理人選任の申立てがあると、裁判所は、利益が相反することとなる行為の具体的な内容を確認します。その結果、例えば、遺産分割協議において本人の法定相続分が確保されていないなど、本人にとって不利益となる場合は、遺産分割協議の内容の修正を求めることがあります。後見人が挙げた候補者以外の者（専門職）を選任することもあります。

【特別代理人選任申立ての必要書類】

事情によっては、これ以外の資料の提出が必要になる場合もあります。

- (1) 特別代理人選任申立書（74頁）
記載例（76頁）参照
- (2) 収入印紙800円分
- (3) 郵便切手1100円分（内訳110円10枚）

- (4) 利益相反の内容がわかる資料
遺産分割協議書案、各種契約書案、不動産登記事項証明書など
- (5) 特別代理人の候補者の住民票

特別代理人選任の例外

本人と後見人が利益相反になる場合でも、後見監督人（保佐の場合は保佐監督人、補助の場合は補助監督人）が選任されている場合は、利益相反になる行為について後見監督人が本人の代理人になるので、特別代理人選任の申立ては必要ありません。